

関西 労災 職業病

関西労働者安全センター

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

TEL.06-538-0148 FAX.06-541-2712

郵便振替口座 大阪 6-315742

大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284

1992.12.10発行〈通巻第212号〉 400円



目次

- オープン／菜の花診療所……………1
- 騒音障害防止ガイドライン……………9
- RINK一周年総会 大阪府・労基局交渉……………15
- 前線から(ニュース)……………20
- 外国人労働者の労災⑥……………24
- 夜勤・交替制勤務と労働者の健康⑤……………27
- 第二次チエルノブイリ環境調査④……………31
- 一九九二年年末カンパのお願い……………33

10・11月の新聞記事から／34
表紙写真／菜の花診療所スタッフ(左から岡崎和佳子／看護婦
新谷泰久／医師、岩田賢司／事務)

'92
11・12

オープン！菜の花診療所

地域医療・労災職業病、職域医療の新たな拠点出発

十二月一日、待望の菜の花診療所が開院しました。三〇〇以上の個人・団体から出資や寄付をお寄せいただきましたことに対しまして厚くお礼申し上げます。今後とも一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。当安全センターとしては、診療所の発展に積極的に協力していくとともに、今後、連携を密にして種々の問題に取り組んでまいり所存です。また、センター専従事務局員の岩田賢司が事務として診療所へ移りました。まずはお気軽に診療所をご利用下さい。近くにお越しのせつは、是非お立ち寄り下さい。

さて、以下は診療所スタッフの新谷泰久（医師）、岡崎和佳子（看護婦）、岩田賢司（事務）の各氏へのインタビューと診療所内の紹介です。診療所への思いの一端でも伝われば幸いです。なお、診療所立ち上がりのおきでもあり、なにかと忙しく、合間をぬっての取材で、岩田くんの部分が極端に少ないのも、業者への対応に追われていたためです。ご了承下さい。

でかける医療・良心的医療

「菜の花診療所はどんな診療所でしょうか。」

新谷 生野区は高齢者が多く、医療機関も多い。ですが、寝たきりの人、障害を持つ人など本当に困っている

いる人たちにとって必要な医療、たとえば在宅医療を受けられるという状況ではないのではないかと。

そういう点で、いままでの、診療所に来にくいお年寄り、障害者にとってもそれなりの医療を提供できるという点では画期的なのではないかと思えます。

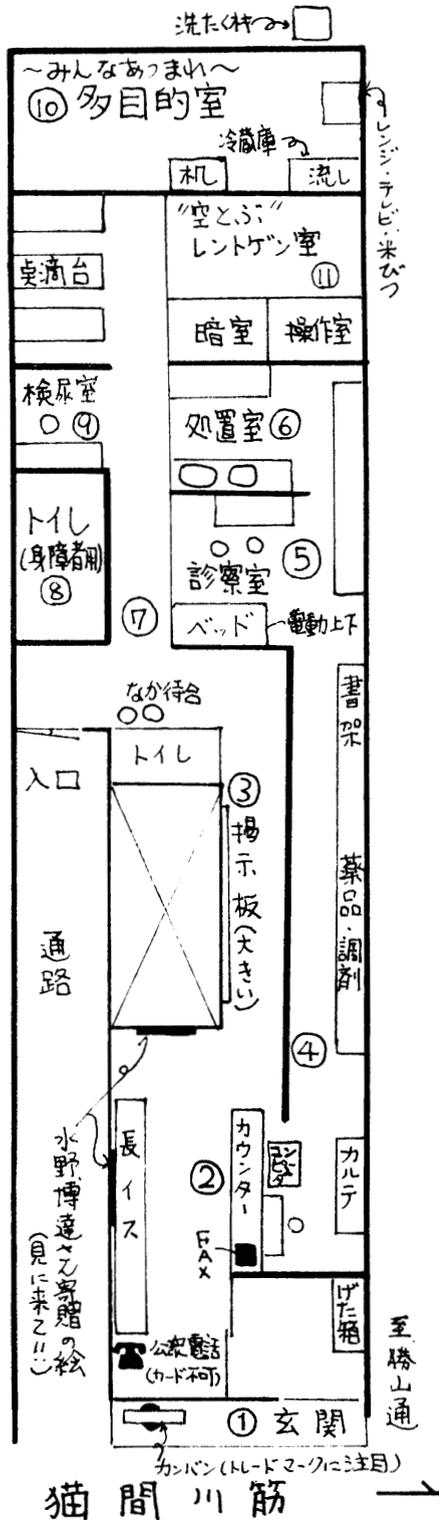
それ以外の他の医療機関でも提供しているような医療に関しては、良心的な医療をする、たとえば、薬を出し過ぎない、きちっとした検査をするといったことでは負けないつもりなんです、他の診療所に比べて画期的にすごいことができるという

期待はあまりありません。

※ ○付き数字は、写真の番号

菜の花診療所は、細長い。間口4メートル半、奥行き30メートル。

至桃谷商店街



①玄関風景—行政指導の壁厚くやむなく「しんたに診療所」で。早期改名を期す。

むしろ、大病院の方がすぐれているところはかなりあるだろうし、開業医としてはきちんとして紹介状を添えて送る方が大事だと思っています。

—診療科目は？

新谷 内科、小児科。それと標榜科目としては、呼吸器科、放射線科。開院してから呼吸器科という看板をみて来る患者さんも結構います。そういう反応をみると、患者さんは、専門家を指向しているのかなとも思

います。

ただ、そういう人は診療所に来れる人で、むしろぼくらがメインとするべきなのは、いろんな理由で、従来の医療機関には行きにくい人たちにちゃんとした医療、看護を提供するということではないかと思っています。

—でかける医療の具体的イメージはどんなものでしょうか。

岡崎 訪問看護に関しては、今きている人の中から、たとえば、老夫婦ふたり暮らしで奥さんが透析療法を



②受付ー内側は事務スペース。

受けていて、自分自身も介護でくたくたで病気だという人、障害者で二週間に一回運動しに行ったり、お風呂に入れてあげに行ったりとか、そういうことをやっていきたい。

もちろんそれを一人するには限界があるから、最初は診療所のスタッフを入れてするけれども、地域のボランティアの協力も得られたらいいなと思っています。



③掲示板ーけっこう大きい。はりがいあり。

みんながお互い助けあうことが当たり前の町になるように診療所が少しでもできたらいなと思います。これは大きな夢で、この夢に診療所が一步でも役に立てばいいと思います。

私の診療所のイメージとしては、今までの医療よりは、患者にもっと医療を身近に感じてほしいと思います。一方的に押しつけ、与えられる医療ではなくて、一緒に考える医療



④薬局ーこの『回廊』をカルテを運ぶ。いい運動？。

であってほしいから、たとえば、薬の名前、副作用を言って、そこから患者さんも薬に対して関心が出てくると思うし、そういう面で期待しています。

新谷 今日患者さんに、薬について紙を渡して説明したら、「私薬剤師だがこうして説明を受けたのは初めてだ」といって感動されて、そのあと掲示してある新聞記事を見て、出資金を出してくれました。

岡崎 最初は、薬について患者に言



⑤診察室一手前は、エコー。壁際の顕微鏡の左は赤ちゃん用の体重計。

って、難しくてもわからなくても、説明を受けたり、書いた紙をもらった
り、また私が薬を渡す時に確認して
渡すでしょ、そうした一連の流れの
中で医療について関心をもってほし
いと思います。レントゲンも検査も
そうです。
ー診療所ではどんな検査ができるの
でしょうか。
新谷 レントゲンは機械の性能が良
くてかなり良い写真がとれます。そ



⑥処置室一左側は心電計。右壁際は、手前がドライケミ、向う側が血球計数器。

の他心電図、エコー、血液検査とし
ては白血球とヘモグロビンが緊急で
できて、また、ドライケミ装置で肝
機能、腎機能、炎症反応をみるCR
P、アミラーゼとかがすぐわかりま
す。ですから緊急事態の患者さんが
来られたらたいへん役立ちます。ド
ライケミは開業医では置いていない
ところの方が多いでしょう。
これを置こうとしたのは、緊急の
時に役立つということと、診断能力

がかなり上がるので次の手が打ちや
すいということがやっぱりあるんで
す。そういう僕の京都南病院での救
急医療の経験から置きたいと考えた
わけです。

胃透視については、身近な診療所
で胃透視をすることは患者にとって
メリットではないかという意見もあ
りましたが、結局近くの共和病院で
やってもらうということで見ませ
んでした。あと導入するとすると胃
カメラでしょう。

格闘の毎日

ー開院からこれまで十日間の率直な
感想はどうですか。

岩田 これまでの平均患者数は、雨
の日も多いですから、十人弱ですが、
まあ、とにかく仕事を立ち上げさせ
たいです。そして、早く昼間の時間
を作りたいです。業者の方が毎日来
られるのでその応対もたいへんです。

新谷 ひとことかというと、風邪の人が多い。病院で診ているのだいぶ違うという意味で。もともと病氣のある人は風邪にかかってもかかりつけの病院で診てもらっているということだろうから、そうした地域の人たちにとって大きな病氣をもっていちよっとした病氣にかかったとき、ここに来たらきちんとしてもらえるという信頼感をもってもらえるかどうかこれがこのキーポイントだろうと思います。

岡崎 今まで三人が一緒に働いたことがないことからくるちぐはぐさがある、岩田さんは全くの素人だからすべて彼にとってはわからないことが殆どなので格闘の毎日だと思うし、新谷さんのやり方をもう一つつかめていないという面が私にもあります。また、仕事の流れもまだ完成していないので毎日、毎日、しんどい一日終わった、くたくたや、だれか掃除にきてくれという感じです。

「ふたりとも大きな病院に勤めていて、今度診療所で働くようになってその違いについて何かありますか。」

新谷 夜間対応について、病院なら当直医がいるので、患者さんにしんどくなったらいつでも来てくださいと言えたのが、今は言えないのでちよっとはがゆい。たぶん、患者さんにとってもしんどいことだろうなと思います。その点については地域の医療機関の状況をつかもうとしていくところです。

岡崎 仕事の面では、あまりかわりませんが、ただ、薬の出し方など新谷さんの医療がもう一つつかめていないところがあります。

こんなふうには死にたくない

「岡崎さんの菜の花診療所に至るまでを少し聞かせて下さい。」

岡崎 出身は、大分県の佐伯市の近くの本匠（ほんじょう）村です。高



①なか待合から奥を見る。

校を卒業後、大阪府立公衆衛生学院に入りました。看護婦になろうと思ったのは、要するに人の世話が好きなんです。

人が好きで、子供が好きで、今から十九年前に卒業して看護婦になって、最初は肢体不自由児施設（現在の南大阪療育園）に行っていました。私としては、人の命に関わる医療行為そのものがこわくて、そういう施設だと身の回りの世話に重点が置か

れるので、そうしました。

そのあと二二才（けっこう早い）のとき子供が生まれたため、院内保育所のある大阪市大病院にかわり、十七年間勤務しました。

一十七年間もいる人は少ないのではないですか。

岡崎 そうですね。外来、病棟とも勤務しましたが、やめる前は一〇年以上病棟ですっと三交替勤務していました。その間、ものすごく生活も



⑧トイレ身体障害者用。車椅子が入れる広さ。採尿をここで。

家族も犠牲にするし、体力的にも三五才過ぎるとしんどい。何度か、人の死を経験して、そのとき、「この

点滴して三日もたそう」とか、そういう話がほんとに多くて、それが病院医療の現実でした。私が思ったのは、最後は整形外科だったですが、腫瘍があちこちに転移して、ここが痛い、こっちが痛いとか患者さんが言う。ですが、いろんな器具につながれて、寝返りをうてないことの痛みの方が、ガンの痛みよりあるのではないか、なんかこんな医療のあり方はおかしいと思いました。また、死ぬと分かっているでも心臓マッサージとかするために家族が部屋から出されるということも、言い出したらなんぼでもありました。

自分の家族や自分が死ぬ時は、こんなふうには死にたくないなとずっと思っていました。ガンの末期の痛みでも、注射で治る場合もあるけれど、一晩中そばにいてさすってあげ

た方がずっと患者さんが落ち着いて安らかになるという経験も、夜勤で、特に子供の場合何回もしました。

だから、注射とか検査だけでなく、心と心が通じ合える医療現場にいたいと思いましたし、夜勤で同じしんどいならば、労働者のためになるようなところで働きたいなとここ数年思っていました。その我慢の限界までできていたのが三年前ぐらいでした。そのとき菜の花診療所の話があった、もう、それならという感じで私ものったというわけです。

菜の花診療所への出資については、看護婦友達に加えて患者さんもけっこう出してくれてうれしかったです。

医療被害・釜ヶ崎

―新谷さんはどうですか。

新谷 学生時代に、スモン、キロロキンの医療被害者の人たち、救急医療で殺された被害者と出会って、薬



⑨検尿室—左のトイレから小窓を通じて尿が来る。

を使い過ぎたりしてはいけない、最新の医療情報にもとづいたきっちりとした医療をしなければいけないと思いました。もう一つは、釜ヶ崎の医療運動、越冬闘争にふれて。

実は、医学部卒業のときに、釜ヶ崎の大阪社会医療センターの院長の山本先生（元大阪市大教授）に、就職させてくれ、と言って、「だめや」と断られたんです。「君はもっと勉強してこなあかんし、君の先輩には

優秀な先生方がたくさんいらっしゃるから、もっと教えてもらってから考えなさい」と言われたことがあります。

岡崎 私も、結核病棟にいましたから、山本先生は回診に来たりしてましたからよく知ってますよ。

新谷 それで、京都南病院に就職して、そこで、救急医療から在宅医療までいろいろ五年間やって、内科医としてのスタンダードな医療の経験は積んだのではないかと思います。

そしてこの診療所の話が出たので、小児科研修のために宇治徳州会病院に一年弱勤めました。

ぼくのこの診療所にかける思いの一つの原型というのは、釜ヶ崎の医療相談ですね。

患者さんとの心の触れ合い支えに

—ところで、医者や看護婦をしていて、もうやめたいか思ったことは

ありませんか。

新谷 やめたいというのではないのですが、研修一年目の時に、尿道カテーテルを、よく使い方がわからないうちに入れて、尿道の中でふくらまして、患者さんがものすごく痛がったことがあって、もちろんその日は晩はそばについてずっと診ていました。そのときは次の日に、自分として精神的ショックで起き上がれませんが、やっと夕方病院に出て行ったということがありました。

それ以降は、自分のできないことは、はっきりできないと言うか、上の人を呼ぶようになりました。そのおかげかどうか、それ以来大きなミスはしていませんが。

岡崎 看護婦をやめようと思ったことは何回もあります。夜勤がいやになったというか、南田辺の駅で、夜中みんなが酔っぱらって帰るのに、何で今から病院へ行っておしっこだけだと走り回って、患者さんにもお



⑩多目的室一会議、休憩、学習会など。
診療所のオープンスペース。

こられんといかんのかと。とにかく患者さんには怒られてばかりですから。
—逆はどうですか。
岡崎 それはたくさんあります。それは患者、家族と心が触れ合えたときとか。たとえば、最後は小児整形外科にいましたから、骨肉腫の子供さんが亡くなってもずっとその後おあさんと行き来しているし、そういうのが私の支えです。本音で患者

◆ 新たに 菜の花診療所 [内科 小児科]

544 大阪市生野区勝山北2-11-29
Tel(06)716-7087 / Fax(06)716-7088
ナハ

[診療時間] 休診 日曜・祝日・5月1日

	月	火	水	木	金	土
9:00 ~ 12:30	○	○	○	○	○	○
17:00 ~ 19:30	○	○	—	○	○	—

〈所在地〉



さんと接せられるときが一番楽しかった。
⑪レントゲン室—青空に浮かぶ綿雲
見ながらの撮影。

ったです。こっちが裸にならなかつたら患者も裸に絶対なってくれませんからね。考え方は違っても感動する部分はいっしょですもの。
新谷—それはそうやね。

新・通・達 (基発五四六号通達 一九九二年一〇月一日)

騒音障害防止ガイドラインについて

事務局

基発五四六号通達とは

さる八月二四日、労働省によって労働安全衛生規則が改正され、騒音の作業環境測定法が変更され、一〇月一日から施行された。また、労働省は一〇月一日付で「騒音障害防止のためのガイドライン」を基発第五四六号通達として明らかにした。

これに基づいて、騒音対策として作業管理や健康管理を各事業者が行なわなければならないようになった。

ガイドラインでは、六〇種類の作業場を具体的に示して、事業者に対して、各項目の指示を実施すること

によって騒音対策を講ずるように求めている。

騒音の測定方法の変更

作業環境測定に関しては、6カ月以内ごとに一回定期的に測定することとして、従来設定されていたなかった騒音レベルの管理区分を新たに示した。また、測定方法も変更し、新しく「等価騒音レベル (LEQ)」を用いてA測定やB測定を行なうこととされた。

測定結果によって、その事業場の騒音レベルが第二、第三管理区分と評価された場合には、その区域を標

識によって明示したり、騒音低減のための必要な措置を講じることが必要になった。また、労働者に対しては防音保護具 (耳栓、耳覆いなど) を着用させることなどの対策が必要となる。また、測定結果は三年間保存しなければいけない。屋外作業場の場合にも、騒音測定を実施し、決められた騒音レベル以上の場合には、防音保護具の着用などを行なわなければならないようになった。

健康診断の実施

労働者に対しては六カ月以内ごとに一回定期的に健康診断を実施し、自覚症状や他覚症状のチェックや聴力測定を実施することとし、健診結果は5年間保存することとなった。さらに、騒音作業に新たに労働者を従事させる時には、騒音の人体に及ぼす影響などの労働衛生教育を実施することとされている。

改訂のポイント

今回のガイドラインで一番変わったことは、今まで月一回の自主測定だけで終わっていたのが、騒音レベルの管理基準が明示され、各事業場の騒音環境を管理区分で管理することとされた点である。

今までは目安となる基準があいまいであったため、騒音防止対策が積極的にされてこなかったが、これか

らは画一的ではあるが、ある一定の騒音レベルにある作業場については、改善していくこととされたわけだ。

ただ、日本産業衛生学会の許容濃度の勧告のように周波数ごとの強さと曝露時間による規制は考慮されていないため、職場によっては騒音レベルが低く見積られる場合もあるだろう。

騒音測定の実施を

とはいえ、騒音職場に対して一定

の作業管理、環境管理、健康管理の基準が示されたわけであるから、該当する作業場では事業者に対して、必ず騒音測定と定期健康診断を実施させるなど、「健康で働ける職場」作りのためにこのガイドラインを利用していこう。

★騒音測定等のご依頼、ご相談は、
環境監視研究所

☎〇六―五七四―八〇〇二まで

騒音障害防止のためのガイドライン策定について

一九九二年一〇月一日 基発第五四六号

騒音障害の防止については、いまだ多くの騒音性難聴の発症を見ている状況にかんがみ、平成四年八月二四日に労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成四年労働省令第24号）を公布し、騒音障害防止対策の充実を図ることとしたところである。

今般、これら労働安全衛生規則に基づく措置を含め事業者が自主的に講ずることが望ましい

騒音障害防止対策を体系化し、別添のとおり「騒音障害防止のためのガイドライン」を策定した。

ついでには、関係事業場に対し、本ガイドラインの周知、徹底を図り、騒音障害防止対策の一層の推進に遺憾なきを期したい。

なお、関係事業者団体等に対しては、本職より別紙1から4のとおり要請を行ったので了知

されたい。（省略）

おって、本通達をもって、昭和31年5月18日付け基発第308号「特殊健康診断指導指針について」のうち「4 強烈な騒音を発する場所における業務」に係る部分については、これを削除する。

騒音障害防止のためのガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生法令に基づき措置を含め騒音障害防止対策を講ずることにより、騒音作業に従事する労働者の騒音障害を防止することを目的とする。

2 騒音作業

本ガイドラインの対象とする騒音作業は、別表第1及び別表第2（本ガイドライン末尾記載）に掲げる作業場における業務をいう。

3 事業者の責務

別表第1及び別表第2に掲げる作業場を有する事業者（以下「事業者」という。）は、当該作業場について、本ガイドラインに基づき適切な措置を講ずることにより、騒音レベルの低減化等に努めるものとする。

4 計画の届出

事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条の規定に基づく計画の届出を行う場合において、当該計画が別表第1又は別表第2に掲げる作業場に係るものであるときは、届書に騒音障害防止対策の概要を示す書面又は図面を添付すること。

5 作業環境管理及び作業管理

(1) 屋内作業場

イ 作業環境測定

(イ) 事業者は、別表第1に掲げる屋内作業場及び別表第2に掲げる作業場のうち屋内作業場について、次の測定を行うこと。

① 作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）第4条第1号及び第2号

に定める方法による等価騒音レベルの測定（以下「A測定」という。）

② 音源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、作業環境測定基準第4条第3号に定める方法による等価騒音レベルの測定（以下「B測定」という。）

(ロ) 測定は、六月以内ごとに一回、定期に行うこと。

ただし、施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した場合は、その都度、測定すること。

(イ) 測定は、作業が定常的に行われている時間帯に、一測定点について一〇分間以上継続して行うこと。

ロ 作業環境測定結果の評価

事業者は、単位作業場所ごとに、次の表により、作業環境測定結果の評価を行うこと。

ハ 管理区分ごとの対策

事業者は、作業環境測定結果の評価結果に基づき、管理区分ごとに、それぞれ、次の措置を講ずること。

(イ) 第I管理区分の場合

第I管理区分に区分された場所については、当該場所における作業環境の継続

		B 測定		
		85dB(A)未満	85dB(A)以上～90dB(A)未満	90dB(A)以上
A 平均 測定 値	85dB(A)未満	第I管理区分	第II管理区分	第III管理区分
	85dB(A)以上～90dB(A)未満	第II管理区分	第II管理区分	第III管理区分
	90dB(A)以上	第III管理区分	第III管理区分	第III管理区分

- 備考 1 「A測定平均値」は、測定値を算術平均して求めること。
 2 「A測定平均値」の算定には、80dB(A)未満の測定値は含めないこと。
 3 A測定のみを実施した場合は、表中のB測定の欄は85dB(A)未満の欄を用いて評価を行うこと。

的維持に努めること。

(ロ) 第Ⅱ管理区分の場合

① 第Ⅱ管理区分に区分された場所については、当該場所を標識によって明示する等の措置を講ずること。

② 施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第Ⅰ管理区分となるよう努めること。

③ 騒音作業に従事する労働者に対し、必要に応じ、防音保護具を使用させること。

(イ) 第Ⅲ管理区分の場合

① 第Ⅲ管理区分に区分された場所については、当該場所を標識によって明示する等の措置を講ずること。

② 施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第Ⅰ管理区分又は第Ⅱ管理区分となるようにすること。

なお、作業環境を改善するための措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該場所における等価騒音レベルを測定し、その結果の評価を行うこと。

③ 騒音作業に従事する労働者に防音保護具を使用させるとともに、防音保護具の使用について、作業中の労働者の見やすい場所に掲示すること。

ニ 測定結果等の記録

事業者は、作業環境測定を実施し、測定結果の評価を行ったときは、その都度、次の事項を記録して、これを三年間保存すること。

- ① 測定日時
 - ② 測定方法
 - ③ 測定箇所
 - ④ 測定条件
 - ⑤ 測定結果
 - ⑥ 評価日時
 - ⑦ 評価箇所
 - ⑧ 評価結果
 - ⑨ 測定及び評価を実施した者の氏名
 - ⑩ 測定及び評価の結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要
- (2) 屋内作業場所以外の作業場

イ、測定

(イ) 事業者は、別表第2に掲げる作業場のうち屋内作業場以外の作業場については、音源に近接する場所において作業が行われている時間のうち、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において等価騒音レベルの測定を行うこと。

(ロ) 測定は、施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した場合に、その都度行うこと。

ロ 測定結果に基づく措置

事業者は、測定結果に基づき次の措置を講ずること。

(イ) 八五dB(A)以上九〇dB(A)未満の場合

騒音作業に従事する労働者に対し、必要に応じ、防音保護具を使用させること。

(ロ) 九〇dB(A)以上の場合

騒音作業に従事する労働者に防音保護具を使用させるとともに、防音保護具の使用について、作業中の労働者の見やすい場所に掲示すること。

健康管理

(1) 6 健康診断

イ 雇入時等健康診断

事業者は、騒音作業に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際又は当該業務への配置替えの際に、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。

- ① 既往歴の調査
- ② 業務歴の調査
- ③ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ④ オージオメータによる二五〇、五〇〇、一〇〇〇、二〇〇〇、四〇〇〇、八〇〇〇^ハにおける聴力の検査
- ⑤ その他医師が必要と認める検査

ロ 定期健康診断

事業者は、騒音作業に常時従事する労働者に対し、六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。

- ① 既往歴の調査
- ② 業務歴の調査

- ③ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ④ オージオメータによる一〇〇〇ヘルツ及び四〇〇〇ヘルツにおける選別聴力検査

事業者は、上記の健康診断の結果、医師が必要と認める者については、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。

- ① オージオメータによる二五〇、五〇〇、一〇〇〇、二〇〇〇、四〇〇〇、八〇〇〇ヘルツにおける聴力の検査
- ② その他医師が必要と認める検査

(2)

健康診断結果に基づく事後措置

事業者は、健康診断の結果に応じて、次に掲げる措置を講ずること。

- イ 前駆期の症状が認められる者及び軽度の聴力低下が認められる者に対しては、屋内作業場にあつては第Ⅱ管理区分に区分された場所及び屋内作業場以外の作業場にあつては等価騒音レベルで八五dB(A)以上九〇dB(A)未満の作業場においても防音保護具の使用を励行させるほか、必要な措置を講ずる

こと。

- ロ 中等度以上の聴力低下が認められ、聴力低下が進行するおそれがある者に対しては、防音保護具使用の励行のほか、騒音作業に従事する時間の短縮等必要な措置を講ずること。

(3) 健康診断結果の記録と報告

事業者は、雇入時等又は定期的健康診断を実施したときは、その結果を記録し、五年間保存すること。

また、定期健康診断については、実施後遅滞なく、その結果を所轄労働基準監督署長に報告すること。

7 労働衛生教育

事業者は、常時騒音作業に労働者を従事させようとするときは、当該労働者に対し、次の科目について労働衛生教育を行うこと。

- ① 騒音の人体に及ぼす影響
- ② 適正な作業環境の確保と維持管理
- ③ 防音保護具の使用の方法
- ④ 改善事例及び関係法令

(別表第2)

- (1) インパクトレンチ、ナットランナー、電動ドライバー等を用い、ボルト、ナット等の締め付け、取り外しの業務を行う作業場
- (2) ショットブラストにより金属の研磨の業

務を行う作業場

- (3) 携帯用研削盤、ベルトグラインダー、チップニングハンマー等を用いて金属の表面の研削又は研磨の業務を行う作業場
- (4) 動力プレス（油圧プレス及びプレスプレ

(別表第1)

- (1) 鋸打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行う屋内作業場
- (2) ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務（液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。）を行う屋内作業場
- (3) 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行う屋内作業場
- (4) タンブラーによる金属製品の研磨又は砂落しの業務を行う屋内作業場
- (5) 動力によりチェーン等を用いてドラムかみを洗浄する業務を行う屋内作業場
- (6) ドラムパーカーにより、木材を削皮する業務を行う屋内作業場
- (7) チップパーによりチップする業務を行う屋内作業場
- (8) 多筒抄紙機により紙をすく業務を行う屋内作業場

（キを除く。）により、鋼板の曲げ、絞り、せん断等の業務を行う作業場

- (5) シャーにより、鋼板を連続的に切断する業務を行う作業場
- (6) 動力により鋼線を切断し、くぎ、ボルト

- 等の連続的な製造の業務を行う作業場
- (7) 金属を溶融し、鑄鉄製品、合金製品等の成型の業務を行う作業場
- (8) 高圧酸素ガスにより、鋼材の溶断の業務を行う作業場
- (9) 鋼材、金属製品等のロール搬送等の業務を行う作業場
- (10) 乾燥したガラス原料を振動フィーダーで搬送する業務を行う作業場
- (11) 鋼管をスキッド上で検査する業務を行う作業場
- (12) 動力巻取機により、鋼板、線材を巻き取る業務を行う作業場
- (13) ハンマーを用いて金属の打撃又は成型の業務を行う作業場
- (14) 圧縮空気を用いて溶融金属を吹き付ける業務を行う作業場
- (15) ガスバーナーにより金属表面のキズを取る業務を行う作業場
- (16) 丸のこ盤を用いて金属を切断する業務を行う作業場
- (17) 内燃機関の製造工場又は修理工場で、内燃機関の試運転の業務を行う作業場
- (18) 動力により駆動する回転砥石を用いて、のこ歯を目立てする業務を行う作業場
- (19) 衝撃式造形機を用いて砂型を造形する業務を行う作業場
- (20) コンクリートパネル等を製造する工程において、テーブルバイブレータにより締め固めの業務を行う作業場
- (21) 振動式型ばらし機を用いて砂型より鑄物を取り出す業務を行う作業場
- (22) 動力によりガスケットをはく離する業務を行う作業場
- (23) びん、ブリキ缶等の製造、充てん、冷却ラベル表示、洗浄等の業務を行う作業場
- (24) 射出成型機を用いてプラスチックの押出し、切断の業務を行う作業場
- (25) プラスチック原料等を動力により混合する業務を行う作業場
- (26) みそ製造工程において動力機械により大豆の選別の業務を行う作業場
- (27) ロール機を用いてゴムを練る業務を行う作業場
- (28) ゴムホースを製造する工程において、ホース内の内糸を編上機により編み上げる業務を行う作業場
- (29) 織機を用いてガラス繊維等原糸を織布する業務を行う作業場
- (30) ダブルツイスター等高速回転の機械を用いて、ねん糸又は加工糸の製造の業務を行う作業場
- (31) カップ成型機により、紙カップを成型する業務を行う作業場
- (32) モノタイプ、キャスト等を用いて、活字の鑄造の業務を行う作業場
- (33) コルゲータマシンによりダンボール製造の業務を行う作業場
- (34) 動力により、原紙、ダンボール紙等の連続的な折り曲げ又は切断の業務を行う作業場
- (35) 高速輪転機により印刷の業務を行う作業場
- (36) 高圧水により鋼管の検査の業務を行う作業場
- (37) 高圧リムーバを用いてICパッケージのバリ取りの業務を行う作業場
- (38) 圧縮空気を吹き付けることにより、物の選別、取出し、はく離、乾燥等の業務を行う作業場
- (39) 乾燥設備を使用する業務を行う作業場
- (40) 電気炉、ボイラー又はエアコンプレッサの運転の業務を行う作業場
- (41) ディーゼルエンジンにより発電の業務を行う作業場
- (42) 多数の機械を集中して使用することにより製造、加工又は搬送の業務を行う作業場
- (43) 岩石又は鉱物を動力により破碎し、又は粉碎する業務を行う作業場
- (44) 振動式スクリーンを用いて、土石をふるい分ける業務を行う作業場
- (45) 裁断機により石材を裁断する業務を行う作業場
- (46) 車両系建設機械を用いて掘削又は積込みの業務を行う坑内の作業場
- (47) さく岩機、コーキングハンマ、スクレーピングハンマ、コンクリートブレイカ等圧縮空気により駆動される手持動力工具を取り扱う業務を行う作業場
- (48) コンクリートカッタを用いて、道路舗装のアスファルト等を切断する業務を行う作業場
- (49) チェーンソー又は刈払機を用いて立木の伐採、草木の刈払い等の業務を行う作業場
- (50) 丸のこ盤、帯のこ盤等木材加工用機械を用いて木材を切断する業務を行う作業場
- (51) 水圧バーカー又はヘッドバーカーにより、木材を削皮する業務を行う作業場
- (52) 空港の駐機場所において、航空機への指示誘導、給油、荷物の積み込み等の業務を行う作業場

(以下、ガイドラインの解説ページ参照)

12・10 結成1周年・第2回総会開催さる

～専門部会の強化で2年目の飛躍を！

一〇月から二か月間にわたって、様々な企画を織り込んで繰り広げられてきた「92共に生きよう市民キャンペーン」が、一月一〇日のRINK一周年集会で幕を閉じた。

以下に、順を追って、主な企画の報告をする。

マイマイフェス・連続講座も

盛況の内に終了

一月一日の日曜日に、行われたマイ・マイ・フェスティバルは、コンサートの進行など不慣れで不手際もあったり、午後に雨に降られるハプニングにも見舞われたが、多くの参加・協力の下、異文化の交流・共

生という目標へ小さな一歩を踏み出すことはできたと思う。

また、「相談員養成講座」も、毎回ほぼ定員一杯の参加者を得て、盛況のうちに五回の予定を終えた。内容も濃く、時間が足りない程であった。イベント、キャンペーンを中心とした一連の企画の中であって、学習的要素を盛り込んだこの講座での学習成果をもとに、現在は主に構成団体・個人が引き受けている個別相談活動の受け入れ層が拡大することを期待したい。

専門部会の強化で運動の発展を

二月一〇日の集会では、約百人

の参加で、前半がRINK第二回総会、後半がシンポジウムの構成で開催された。

前半では、事務局長丹羽弁護士から全体活動を振り返って、予想以上



写真は「相談員養成講座」

の活発な活動が展開できた反面、個別救済活動の共同支援体制の未整備など多くの課題を残していると、報告がなされた。

また、九三年度方針論議では、初年度に引き続き、行政交渉・提言や情報交換等に加え、専門部会の強化・人的体制の確立等を軸に、粘り強く運動を展開することを確認した。

RINK大阪府交渉(12・3)

後半のシンポジウムのテーマは

「地方自治と外国人の人権」。パネラーに、鄭早苗(在日韓国朝鮮人問題学習センター)、飛田雄一(外国人の生存権を実現する会)、吉田智弥(奈良自治研センター)、山下けいき(茨木市議)の各氏を迎え、順に、大阪府の外国人政策、生活保護・緊急医療を求める裁判、日系人と地方自治、入管施設と地域住民の反対の動きに関して報告を受けた。十

目立った政策追従的な姿勢

労働部はパンフを改訂へ

RINKでは十月に大阪府に対して、外国人の総合的人権施策の実現に向けた申し入れを行っていたが、去る一二月三日、ほぼ全項目について文書回答が出された。

総合司会は府企画調整部国際室がつとめ、担当部局職員が入れ替わり回答する形式が取られた。企画調整

部国際室というのは、この四月に新設された部局で、今回のRINKとの交渉でもその窓口となり、各担当部局との調整役を果たしている。

医療・国の政策追従の回答に終始
求められる自治体の積極策

分な議論には時間不足だったのが残念だが、興味深い報告だった。

このキャンペーン期間中は、外国人の人権を守り、共生を目指す様々な活動に出会えたと思う。結成二年目を迎え、RINK内外の結びつきを強化し、運動の更なる発展を勝ち取るべく、安全センターもその一翼を担いたい。

緊急医療の保障が切迫した問題と なっている外国人の医療・社会保障に関する申し入れへ事項への府担当課の回答は厚生省の見解そのものであり、府独自の積極策を取ろうという姿勢には欠けた。具体的には、非定住外国人の国民健康保険加入、生活保護(緊急医療扶助)の適用(準用)には、否定的な見解を述べ、そこから一歩たりとも抜け出るものではなかった。また、担当職員が外国人医療の現状の認識に欠けるよう

にも思われた。わずかに注目すべきは「行旅病人及び行旅死亡人法」の外国人への適用について、現在関係市町村と協議中で早期実施を目指すとの回答が得られたことだ。この法律は、行き倒れの者が対象で、適用対象に限りがあり、十分とはいえないが、一刻も早い実現が待たれる。

労働部・昨年度パンフを改訂

府の通訳システム実現か？

労働行政については、労働部が神奈川県を参考に改善に取り組んでいると答えた。具体的には、今年七月には梅田職安に英・中・スペイン・ポルトガル語通訳を配置し、今後外国語でのパンフ発行を検討している等のことだった。また、昨年「外国人労働者が、高齢者等雇用機会が不足している層への圧迫…」等、外国人労働者差別を助長すると指摘のあった労働部発行のパンフも改訂中

とのこと。実物を見ないことには何とも言えないが、基本的認識にまるで欠け、無策ぶりだけが目についた昨年に比べると、遅ればせながらも改善のあとが認められたように思われる。

他領域では、滞日外国人子弟の小学校への受け入れへの否定的な見解や、入居差別問題に対する積極的な姿勢の欠如など、問題は多く残った。

ただ、国際室が各領域で要請のあった多言語での対応システム作りを

検討しており、この点は期待できるのではないかと印象を受けた。

RINKの大阪府交渉は今回が初めてであり、府の回答の多くは、医療問題・就学問題をはじめ、基本見解（国の政策そのものも少なくとも）の提示にとどまった感があるが、問題の解決は急を要している。二年目を迎え活発化を期待されるRINK各専門部会を中心に、今後とも継続的な交渉の場を要求し、具体的な改善を勝ち取っていききたい。■

RINK大阪労働基準局交渉(12・8)

パスポートのコピー要求など

窓口の対応に疑問噴出 権利保障優先の徹底求める

二月八日、RINKは、「外国人労働者の人権保障に関する申し入れ書」を大阪労働基準局に対して提出、交渉を行った。

局へは、昨年十二月にもほぼ同内

容の申し入れを行っており、今回の主な目的は、局が昨年取った具体策の確認と、前回以降のRINK側の経験した問題点について改善を求めることであった。

申し入れ内容の要旨

- ① 「権利保障第一、入管への通報せず」の労働行政の原則の徹底。
- ② すべての外国人労働者に労働関係法令が適用されることを、事業主に文書で通知せよ。特に、事業主によるパスポート取り上げ、契約不履行、賃金未払い等を労働基準法違反では正・監督を強化せよ。
- ③ すべての外国人労働者に労働関係法令が適用されることを、労災指定医療機関に通知せよ。職安、入管など国の機関、市・区役所等自治体に周知せよ。
- ④ 労働法上の権利を外国人労働者に周知するため、各種言語でハンドブック等作成せよ。
- ⑤ 労働安全衛生法五九条（安全衛生教育）の実効確保のため、外国人労働者の理解できる言語での安全衛生教育の実施を事業主に指導、また、各種言語でハンドブックを作成せよ。

「入管へ通報せず」の 実行に疑問が殺到

①に局側回答は「救済第一であるが、重大悪質な事例は通報することがある。但し、局から入管に通報した事例はない。」と、前回同様、実質的に通報せずとの局の姿勢を明確にした。

これに対し、RINK側から、労基署でパスポートのコピーを求められる事態が頻発していることが指摘され、局側は「コピーを局で指示してはいないが、本省への報告義務がある。」と説明したが、「労基署でパスポートの提示、コピーを求められるということになれば、外国人労働者は誰も来なくなる。」との追及に最後は「調査は任意であり、パスポート内容の報告義務、ましてやコピーの義務はない」「本省への報告の趣旨は、実態の把握であり、権

利保障が第一である。」と述べた。これを受けて、パスポートのコピーはとらないことと、窓口でも任意の調査であることを明確にするよう念を押した。

また、外国人労働者が被災した労働災害で事業主が労働安全衛生法違反で書類送検されたケースが、労基署からの情報提供により、この労働者のビザの件まで（この労働者は、既に別件で入管に事情を把握されて



12月8日大阪労働基準局との交渉

いるという条件付きだが）、新聞に報道された件が取り上げられ、救済第一の原則から逸脱するのでは？との疑問が出された。局は「書類送検事例は、啓発の意味も込めて公にしている。送検となれば、いずれ検察庁も知るところとなる」「情報の提供は原則的に署の判断で行われ、局のチェックはない」と答えていたが、「労災被災者の権利を守るためにも情報の扱いは慎重にするべきだ」との声に黙り込み、残念ながら明確な返答は得られなかった。

②には「事業主団体の説明会等でのPRをしており、文書での通知は今後法改正などの機会に。」是正・監督強化の要請には「臨検での把握時、申告があれば、速やかに是正させている。」との回答。

③には「労災指定病院対象の説明会で説明。欠席者にも、講演録を送付した。」と答えた。

④に関連して、「労災保険の概要

・申請方法を記したものを、英・中・朝鮮・ポルトガル・スペインの五か国語で近々発行、労基署の窓口で渡す。」「労働基準法の具体的内容、安全衛生法、労災保険法の説明のリーフレットは労基署などに置いてある。タガログ語を含め、六か国語を用意。」、⑤には「教育用のハンドブックが中災防から、英・中・スペイン・ポルトガル語で発行されており、購入することができる」とのことだった。

その他、RINK側から、労災保険休業補償の支給で受任者払いがされているが、実際には立て替え払いがされておらず、委任状にサインした意味を被災者本人が理解していなかったケースを取り上げた。これに対しては局側は「受任者払いに際しては、審査をきちんとするよう係に連絡する」と約束した。

以上のように、外国人労働者への

労働関係法令の適用を実現（外国人労働者にも労働者としての権利を保障）するための労働基準局・労基署の取りうる大まかな方向性は定まりつつあるように見えるが、現場での徹底はまだまだだ。局とは、今後も継続して、交渉の場を設けることを確認しているが、我々としては、現場での対応を監視し、また個々の経験と突き合わせ、外国人労働者の権利が保障されるよう継続的な取り組みをしていきたい。

前線から

大阪

労基法改悪問題で 関西集會に百人

労基法研究会報告で来年改定の動き

十二月十一日大阪国労会館で、労働基準法改悪阻止関西集會が開催され、約百人の労働者が

参加した。この集會は全港湾関西地本や大阪労働者弁護団（旧大阪地評弁護団）などが参加した労基法改悪阻止関西連絡会（準）が主催したもの。

本誌でこれまでに掲載してきたように、労働基準法については、労働大臣の私

的諮問機関である労働基準法研究会の労働契約部会の検討内容が明らかになり、就業規則や雇用形態などについて、この法律の根幹にかかわる部分の改定が検討されていることが分かった。

これを受けて、これまで同部会に名を連ねる関西の学者に対し討論を呼びかけてきたものである。

また、労働基準法研究会の労働時間法制部会は、先月報告を提出し、平成六年四月の週四〇時間達成などを盛り込む一方で、一年単

位の変形労働時間制の導入などについても提案している。この報告について労働省は、今年中にも労働基準審

議会で結論を出し、来年の通常国会の改正法案提出にもっていきたいとしている。

労働基準審議会の建議はどのようなものとなるかはまだ分からないが、問題点を

含んだものだけに注目されるところである。

この日の集會では、記念講演として、大阪市立大学名誉教授の本多淳亮氏が「労働法の改悪の動向と問題点」と題した講演を行い、全体の問題点を明らかにした。

労働基準審議会の建議も含め、本誌でも次号で詳しく報告したい。

和歌山

じん肺管理区分 主治医診断無視の決定

医学的根拠不明な「療養の必要否」

和歌山県橋本市に住むSさんは、昭和四四年まで佐

賀島の炭鉱で働いていたが、閉山とともに関西に転居し

た。六〇歳を越えた最近になって、息苦しさを覚えるようになり、咳、痰もひどく微熱が続いたため、近くの紀和病院に受診したところ、じん肺管理三と肺結核に罹っていることが判った。

その後主治医の指示で、十月なかばに和歌山労働基準局に対し、じん肺管理区分決定申請を行った。しかし十一月に基準局より送られてきた管理区分決定通知書は、管理二で合併症は無し、療養の必要性なしというものであった。主治医の記載した診断書には、レントゲン写真の像が二型で、結核についても培養検査の結果、療養を要すものと記入されており、それ以外に局から再検査の指示などは全くなかったという。

この決定を受けて、労働大臣に対する管理区分決定の審査請求とともに、合併症については最後の粉じん作業を管轄する佐賀県の労基署に労災補償給付の請求を行うこととした。主治医の診断を何らの新しい根拠もなく無視する和歌山労働基準局の決定は理解しがたいものだ。

管理区分結成申請は随時可能であり、じん肺有所見であれば合併症については労災補償請求が可能であるとは言え、こうした安易な行政処分が行われるのは問題が多い。労災補償給付を受ける権利に直接つながる処分であるだけになおさらのことである。

大阪南

労災休業中に解雇 会社は依頼退職扱い

ユニオンひびくろ

木材関係の商社紅中の経理補助だったMさんが、仕事中の無理な姿勢がもとで発症した腰部捻挫を、大阪中央労基署は十一月十八日業務上として休業補償給付の支給決定を行った。これを受け、ユニオンひびくろは紅中に対し、解雇（退職強要）の撤回、就業規則に基づき休職扱い等を求めて団交の開催を要求した。

いとの見解を明らかにした。また、業務上決定の知らせに「労災申請は本人がするもので会社の関知するところではないのと、不勉強とで『ああそうか。どうして労災なのかなあ。』と思っただけ。」と語り、業務上発症した腰痛での休業がきっかけになった退職強要（しかもMさんは、会社の指示に従い職安へ行き、自分が退職扱いにされていることを、初めて知ったのだった。）については、あくまで依頼退職だと言いつ張

り、復職させるつもりはな
いとするなど、平行線をた
どった。

ユニオンひろくでは、依
願退職との会社の主張を撤

回させ、責任を認めさせる
ため、今後の取り組みを強
化し、追い詰めていくつも
りである。



港湾の安全衛生運動

さらに強化を

関西

全港湾大阪安衛委総会、関西地本交流会

十一月二四日大阪港湾第
一福祉センターで、全港湾
大阪支部安全衛生委員会総
会が開催された。同委員会
では、企業を越えて安全パ
トロールの定期的実施を中
心に、危険な職場の多い港
湾労働者の安全衛生対策に
取り組んできたが、同時に
組合員に発生した腰痛症を

始めとする職業病等の補償
対策でも数多くの成果をあ
げてきた。

この日の総会では、一年
間の総括とともに、さらに
今後の事務局体制を強化し
て運営していくことが確認
された。なお役員について
は、長年同支部の安全衛生
活動に情熱を注いできた中

川元次委員長が退任し、新
たに行徳氏が委員長に就任
した。

また、十二月三〜四日に
は兵庫県芦屋市で全港湾関
西地本の労災職業病闘争交
流会が開かれた。今年改定
された労働安全衛生法の快
適職場形成促進事業につい
て中央本部の伊藤総務部長
が講演し、センターの西野
が労基法改悪問題などにつ
いて、また港湾災害防止協
会の西田氏が災害防止対策
について講演した。全港湾
労組も近年では、各支部こ
とに安全衛生委員会活動が
活発化してきており、一年
間の多彩な活動が二日間に
渡って報告され交流した。

外国人労働者の労災白書 92年版

——— 深刻化する労働災害 …… 問われる日本の国際性
全国労働安全衛生センター連絡会議 編 A5サイズ 128頁 定価1030円
発行 海風書房 発売 現代書館 当センターで取り扱います。

大阪 第12期安全衛生、労災 職業病講座終わる

エイズ・腰痛対策などテーマに

十一月五日から、第十二期安全衛生・労災職業病講座が計四回おこなれた。のべ二五〇名の参加者があった。

第一回は、エイズについて

の正しい知識を学ぶことを目的に車谷典男氏（奈良医大公衆衛生）にお話しいただいた。さらに第二回は、

長年産業医として現場にいかわってこられた経験から

山下五郎氏（阪神医療生協診療所）に、自己の体験と最近労働省サイドがまとめた「産業医のあり方に関する検討会報告」の評価について、第三回は、「職業科」を標榜して診療所を開き、

また、頸肩腕障害防止ポールベンや腰痛予防ベルトの考案者である宇土博氏（広島・友和フリニック）に職場の腰痛対策とベルトにつ

いて、第四回は、分析の専門家である熊谷信二氏（府立公衆衛生研究所）に実例をまじえて作業環境測定について、それぞれ講演をいただいた。

今回は、従来とは少し異なるテーマをとりあげたが来年はさらに工夫してより興味のある講座にしていきたい。

国側が御用研究報告書を証拠提出

大阪 はり・きゅう訴訟控訴審

十二月四日、大阪高裁において針灸訴訟控訴審の第

二回法廷が開かれた。法廷では、被告国側より、前回

提出された原告側準備書面に対する反論書面が提出された。

その中で被告国は、針灸治療が、医学的見地から見て効果があるかどうかは定かでない、一般的でもないことを前提にして、労災保険法上の政府の裁量権に逸



脱、違法はないという従来
の主張を繰り返した。

原告側は、判決が根拠と
した被告側証人松本司医師
の証言（針灸は施術期間は
六ヶ月で十分、労災は一年
で終わりなど）がまっ
たくデタラメであることを
強く主張していたのである
が、これに対しては、新た
に証拠を提出して補強して
きた。

労働省が国立立川病院院
長らに委託研究させた「鍼
治療の臨床的効果について
の文献的検討」と題する報
告書、及び、他の裁判にお
ける国立立川病院整形外科
部長田中守の証言調書。

明らかに裁判対策のため
に「労働省」がお金を出し
て作らせた、三七五通達が
妥当だという労働省の主張

に沿った報告書、そしてそ
の報告書を支持する、針灸
をやっていない、東京労基
局嘱託医の整形外科医の証
言という、まったく呆れた

代物だ。
原告側からは、立証とし
て現在、整形外科医師にあ
たっていることが述べられ
た。

次回からは具体的立証に
入っていく予定。
次回法廷は、来年三月二日
（火）午後一時 大阪高裁
新館八階八三三号室。

大阪東南

盛大に、たのしく

開院パーティー

菜の花診療所



十一月二十八日、生野区
の桃谷高校食堂で、菜の花
診療所開院パーティーが開
かれ、百人をこす非常に沢
山の参加者であふれかえっ
た。

診療所設立準備会代表で
ユニオンとうなん委員長の
山中氏が冒頭お礼と決意の
あいさつ、地域の仲間やス
タッフ友人などからの激励
、スタッフの決意表明と進む
なかで、各所に歓談の花が
咲いた楽しいひとときとな
った。



無法地帯の工場に働くイラン人

◆ 労災隠しが会社の方針?! ◆

「ごんじでないかも知れないけれども、彼はイラン人で観光ビザだから労災保険はきかないんです。それに事故は二回とも本人の不注意がはっきりしています。うちの会社では日本人であろうと外国人であろうと労災は不注意でおきるものだから労災保険は使わないことにしているんですよ。けれども彼は自分の保険もなく、お金もないというから一回目の労災のときはだいたいお金を貸してやっているんです。」

この発言の中に何か所誤りがあるでしょうか・・という労働法クイズでもできそうだ。ちょっとやさしすぎるかもしれない。イラン人のA君が二回も労災事故にあいながら、治

療費の一部立て替え以外に何の補償も受けていなかった。その会社に電話をしたとき、会社の担当者から帰ってきた返事を正確に再現したものだ。

二回の労災事故で

何の補償も受けず

三重県上野市の工場に勤めていたA君が、今年始めから二回も労災事故にあっていながらなんの補償も受けれないと、東京の外国人労働者弁護団に相談を持ちかけたのは七月のことだった。A君の話はこうである。

昨年の四月頃から友人の紹介で、

水月産業(株)というその会社で働き始めた。製造しているのは、トラックターなどの部品で、鉄板を裁断したりして加工する作業に従事していた。働き始めて最初のころは、外国人で言葉も通じにくいということもあって回りの人も会社も随分と親切にしてくれた。腎臓の病気にかかったときにも、病院への通院の世話などしてもらったこともある。ところが、今年の一月十六日の作業中に機械に挟まってしまった製品を取り除いて、飛び下りたときに足を骨折して病院に連れていってもらい、その日から六月始めまで通院したけれど、医療費はお金がなくなったときに五万円ずつ二回の計十万円を会社からもらっただけであとの費用は自分が負担した。

六月からは仕事に復帰したけれど、運悪くその二九日に、今度は鉄棒を切断する際に誤って右手親指を巻き込んでしまい骨折してしまった。ま

た通院することになったが、今度は医療費も一日だけ別の社員が立て替えてくれただけで、あとは全部自分の負担になった。

最初の怪我で休んでいるときも、二回目の怪我のときも休業補償や給与を全くくれないので、会社に言いたがラチがあかない。どうにかならないかと思つて近くの社会保険事務所所にも行つてみたが、「健康保険も入れないからダメです」と言われただけだった。友人から東京で外国人の相談を受け付けてくれるところがあることを知っていたA君は、思い余つて会社に「相談しようと思つている」と言つても「うちで弁護士は関係ない」と激しい剣幕で言われる始末だったので、ついに東京へ行くことを決意した。

「すきなようにしてくれ」

悔い改めぬ会社

外国人労働者弁護団から連絡を受けた関西労働者安全センターでは、直ちに会社に電話をしたところ冒頭のような姿勢であつたので、なんとか説得を試みた。労災保険も含めて労働関係法令は在留資格に問題がある外国人であっても労働者であるか

ぎり適用されること、本人に労災請求の権利があり意思もあり会社はそれに協力する義務があること、労災発生を労基署に届けていないのは労働安全衛生法違反であること、労基署は届け出ても直ちにそのまま入国管理局に通報するものでないこと等々、実に丁寧な説得をして、考える時間を与えることにした。まだもう一人イラン人労働者が働いているという状況を考えてのことだった。

ところが何の返事もないため、翌々日再度電話をしたところ「すきなようにしてほしい。」と居直りの態度を示したため、ただちに所轄労働基準監督署へ法違反是正の申告と、

事業主証明欄未記入のままて病院の証明を受けて労災保険の休業補償給付請求を行った。当然、所轄の上野労基署はただちに調査を行い、しばらくして会社への指導と労災補償支給決定を行った。

会社は無法地帯

おまけに労災解雇

そうすると、残りは本人が負担した高額の治療費の問題ということになる。労災の治療費請求はまた会社の証明が必要になるため、すでに労基署からの指導を受けている会社に証明を要求した。ところが、署名捺印されて却つてきたのが一カ月後。そして、封筒にはこんな内容の手紙が付いていた。

「前略 療養補償給付たる療の給付請求書を記載捺印の上、同封致します。付きましては、二度目の六月二九日に起した怪我の医療費の件

ですが、当日の分に付いては、同行した当社の社員が立て替え払いをして帰って来ましたが、それ以後、本人が岡波病院に通院していた七月八日までの毎日、医療費の支払いをせず、帰って居た事を、御存知でしょうか。又、その件についての指導はどのようにして頂いたでしょうか。

岡波病院に付いては、当社の指定病院と定め、他の社員も出入りさせている手前上、大変迷惑して居ります。もし支払いを済ませているようでしたら、・・・

まだ訳が判っていないようだ。医療費の支払いの責任は誰にあるのか。社印を押した用紙の意味も判っていない。そして追伸として次の文章も付け加えられていた。

「尚、Aに付きましては、当社は七月八日付けを以て、解雇処分を取っておりますので、その旨、御含み頂きまして、彼に対する当社との手続き等、お取計い下さいますよう

お願い申し上げます。上野監督署には、その旨伝えて、証明等も七月八日以降の分は致して居りません。」

A君は親指の骨折がまだ癒えておらず、休業治療中の身であり、解雇など論外で無効である。昨日今日経営を始めた訳ではなく、二〇人ほども従業員がいるれっきとした株式会社、完全に労災隠しをし、発覚すれば解雇をするというのだ。なんともなさない、他の日本人労働者の身を案じてしまう。もちろん、この認識が法違反で無効であり、これまでの対応が道義的にも許されないものであることを伝えたが、この会社の「方針」は、直ちに改まるとは到底思えなかった。

外国人労働者の労災隠しは

静かな国際問題

最近イランから帰国した人の言によると、湾岸戦争の後ビザ免除協定

が停止されていなかった今年四月までの間、日本はよく稼げる出稼ぎ国として最もポピュラーであったようだ。しかし、帰国者が増えるにしたがって日本に対する新たな認識が広がっているという。それを象徴する風刺漫画が新聞に載っていたらしい。日本から到着した飛行機から一人の若者が降り立つ。しかし彼は片足を失っている。出迎えた母親が「おお、あのイランイラク戦争でも助かったというのに何という姿で・・・」日本での仕事で労災にあい、何の補償も受けなかったというイラン人の若者は、意外に多いのである。その証拠に、この漫画以外にも新聞で「日本に安易に働きに行くのはよいが、労災にあつたらそれまでで、不法の就労であるため何も補償をうけることができない」というような記事さえ出ているという。もはや日本における外国人労働者の労災隠しは、静かな国際問題になっているのである。

夜勤・交替制勤務と労働者の健康 ⑤

酒 井 一 博 (労働科学研究所労働生理・心理学研究部)

中高年者に夜勤はキツイ

今、若い人たちが交替勤務職場を

いやがっている、そういう職場を選ばなくても十分生活の糧を得る方法というのはあって、製造業関係で若い人が入ってこないということ、労働組合からも企業の人からも聞かされます。当然、職場が中高年化してくる。ここまで、睡眠等に関して述べた一般的なことに加えて中高年者が夜勤をやったらどうなるのか、当然非常に大きな問題になります。

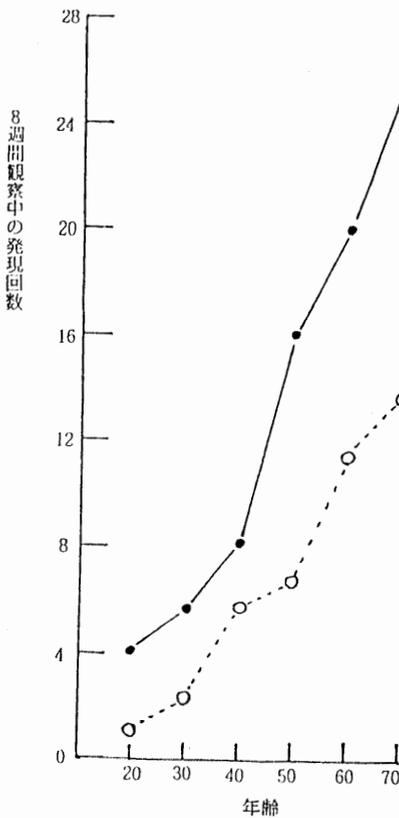
これは、一九六九年にイギリスの人が調べたものです。被験者の方々に、八週間、夜中に目がさめた回数と昼寝をした回数を調べて提出して

もらって作った図です。八週間の平均で、実線は夜間に目覚めた回数、点線は昼寝をした回数です。横軸は年齢です。

二〇才台で夜中に目がさめた回数が四回、私のように四〇才台でその倍の八回です。ところが、五〇才台になると一六回、さらに六〇才台で二〇回、七〇才台で二六回くらい目

がさめたということ、すなわち年齢が上がると、睡眠の質が悪くなっていきます。これまで述べた一般的なルールに加えて、睡眠には年齢

の要素が効いているわけです。夜中に起きる回数が増える、睡眠の質が悪くなってくるということは、疲労の回復効果が悪くなってくるということ、やば



● 夜間覚醒回数
○ 昼寝の回数

年齢による夜間覚醒と昼寝の出現回数の推移 (Tune, 1969年より筆者が作図)

り、中高年者が夜勤をするというの
は（中高年者になると個人差が広が
ってくるので一般論としては言いにく
いのですが）、二〇才台、三〇才
台と比べると睡眠の質が悪くなって
くるので、それだけ、中高年者が夜
勤につくのは不利になってくること
がここから言えます。目がさめてし
まう、睡眠の質が悪い、だからそれ
を補う形で昼寝の回数が増えると解
釈できます。特に、四〇台と五〇台
の間で、夜中に目がさめる回数
がぐっと増えます。

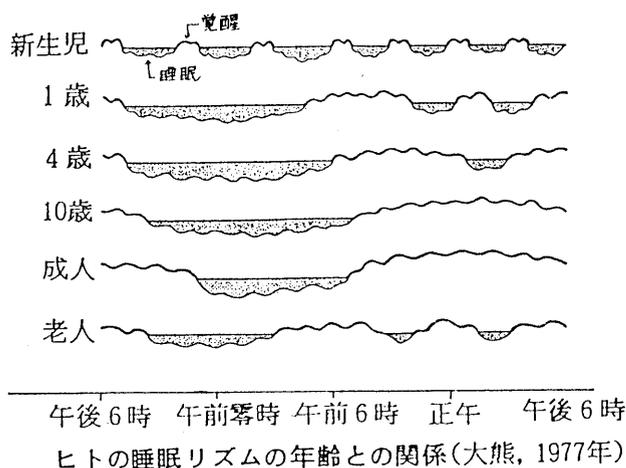
次のこれは、日本の大脳生理学研
究者の出してきた図です。新生児か
ら老人まで、一日の活動をどんなリ
ズムでやっているかを模式的に書い
たものです。新生児はお母さんのお
っぱいをしゃぶっている時だけ
起きていて、あとは寝ている、これ
を繰り返しています。

生後一年たつと昼間にいくらかま
とめて起きていられますが、それで

もちよこちよこ寝ています。

4歳児くらいになると、夜まとめ
て寝て、昼寝一回くらいでなんとか
もつようになる。小学校の中学年く
らいになると、昼間はずっと起きつ
ぱなしの生活ができるようになり、
成人になると、子供よりも寝る時間
が少なくなてむすむすようになります。

びっくりしたんですが、今日、講
義で学生に、昨日寝た時間と今日起



ヒトの睡眠リズムの年齢との関係(大熊, 1977年)

きた時間を書かせると、平均五時間
くらいしか寝てない。だから、講義
中にも寝るのかもしれない。五
年ごとのNHKの生活時間調査をみ
ると、日本人の睡眠時間がこの二〇
年間で三〇分以上短くなっています。
これは、生物として考えたいへ
んな革命が起こっている、研究者と
して客観的にみてこの変化が生物体
としての人間にどういう影響を与え
るかというのは、非常におもしろい
テーマです。（話をもとにもどして）
ところが、老人になると、こどもに
もどるといいう言い方が適切かどうか
わかりませんが、さきほどのデータ
そのもので、夜中の睡眠時間が短く
なる反面、昼間に覚醒水準が下がっ
てきます。夜勤職場で、中高年、五
〇才台の人がむしろ中核になってい
くようですと、こういう特性をもつ
中高年者にはとてもきついという状
況が起こってくる可能性はあるだろ
うと思います。

以上話してきたように、ねむけとたかいたながら夜勤を続ける、昼間の睡眠では疲労回復はしにくい、それを繰り返していると慢性疲労がおこりやすくなってきて、結局はワーク・リレイティッド・デイズ（労働関連疾患）としての健康障害が起こってくる可能性がある。それは、特に中高年者にとって問題になるということだ。

看護婦さんの生活のやりくりから

それから、もう一つ重要なことに生活の問題があります。

男女の問題でいうと、夜勤交替制勤務者を考える場合、かなり男性社会というのは恵まれていると思えます。むしろ、女性が交替勤務をしたときに問題が鮮明に出てきます。

たとえば、看護婦さんです。彼女たちの勤務は、三交替の場合、日勤は八時から十六時又は十六時三〇分

まで、準夜勤は十六時から二十四時まで、深夜勤は〇時から朝八時までというパターンが一番多い。

以前、看護婦さんを対象にかなり膨大なアンケート調査をしました。その中の質問の一つに、「あなたは交替勤務の負担を薄めるために、普段どんな生活のやりくりをしていますか、三つあげて下さい」というのがあり、非常にたくさんのお返事がありました。

いくつか紹介しますと、

●深夜勤に入る前、四時間は寝るようになっている（病棟：20〜24歳未婚）
深夜勤に入る前からだを横にする
と書いた人は非常に多い。

●準夜勤のときは、十二時まで睡眠をとり、絶対に外出しないようにする（病棟：30〜34歳未婚）

●休日はずっと寝てふだんの睡眠不足をとりかえす（病棟：20〜24歳未婚）

●三食の食事だけはきちんと食べる（病棟：20〜24歳未婚）

看護婦というのは患者の食事振り

には極めてうるさいですが、自分の食事は、他人様に言うわりにはひどくて、二〇歳代前半の食べきかりの看護婦さんが「きちんと食べる」と頭の中で宣言しないといけないほど、忙しい生活の中で食欲と食べる時間がずれてしまうということです。

●家事はできるときに行い、できないことがあっても必要以上に気にしない（病棟：30〜34歳既婚）

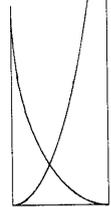
夜勤交替勤務をしても男はこのようなことはあまり考えません。

●家事は家族で分担する。たとえば夜私が洗濯、朝夫が干し、それを夕方子供がとり入れる（外来：35〜39歳既婚）

男性の場合はあまりできませんが、女性が働く、夜勤をするといった場合はとたんに家事の役割分担の問題がでてきて、これだけ明確にしないとなかなか動かないということになります。（つづく）

汚染は今なお続く

中 地 重 晴 (環境監視研究所)



ゴメリ州保健局ストロンニウム実験室

で見学しました。ゴメリ州各地から持ち込まれる食品を検査する部門を見せてもらいました。

セシウムに関してはNaIの測定器だけでなく、より精度よく測れるゲルマニウム測定器も数台設置され稼働していました。また、牛乳やジャガイモなどの食べ物を電気炉やホットプレートで灰化させ、酸で分解したのち、硫酸を加えて、硫酸ストロンチウムの沈澱を作り、β線のローバックカウンターを用いてストロンチウム九〇も測定していました。実験室の廊下には牛乳やジャガイモなどのサンプルが積み上げられ、化学実験室の匂いとあわせて、日本の自分の分析室が恋しくなりました。

この食品測定室はゴメリ州各地から定期的に代表的な食べ物を集め、放射能を測定し、ゴメリ州の食品汚染の全体を把握しているようでした。

パソコンは無用の長物？

ただ、パソコンが何台か置いてありましたが、ゲルマニウム測定室でも測定結果はノートに書き込むようになっており、どの程度のデータをパソコンでまとめているのかはよくわかりませんでした。また、パソコンはあっても紙はなく、プリントアウトしている形跡が無いのには奇異な感じを受けました。これはチエールスクの保健局やその他の場所で

ゴメリ州保健局食品測定室を見学
チエールスク滞在中ゴメリ市にあるゴメリ州の保健局をチエールスクの保健局長のセカチさんの紹介

も同じ光景に遭遇し、いまだに謎です。

四号炉の現状について

今回の訪問では松岡さんをはじめ五人が八月四日にチェルノブイリの三〇km圏内に入り、事故炉とプリピャチの町を見学しました。行った人の話では、三〇kmゾーンの検問所の手前、ブラーギンの町の入口ともう一ヶ所に検問所が設けられていて、警察官がなかなか立ち入りを許可してくれなかったとのこと。三〇km圏内を初め、強制移住させられた地区にサマシヨロ（気まぐれ者）と呼ばれる故郷を捨てきれなかった人たちが戻ってきて生活したり、空き家から荷物などを運び出す不届き者もいて、その対策のために最近検問所が作られたようです。

山火事による二次汚染

予定では三日に事故炉を見学するはずでしたが、一日延期されました。

その理由は三〇kmゾーン内で山火事が発生し、六〇〇畝の森林が燃え、放射能濃度が通常の二倍以上になったため、と説明されたそうです。今夏は雨も少なく乾燥して、汚染された森が自然発火して山火事を起こし、放射能が飛散し、二次的な汚染を拡大させていると原水禁大会に招待されたベラルーシの放射線医学研究所のコノプリーヤ所長が報告するのを帰国後熊取の原子炉実験所で聞きましたが、現実の話でした。

また、事故炉を覆う石棺もかなり老朽化しているとのこと。一、二号炉は昨年からタービン建屋で大火災を起こし、ウクライナ政府の方針もあり、すでに運転を中止したそうです。しかし、社会主義崩壊後の経済混乱で、ウクライナのエネルギー事情が悪く、再度一、二号炉の運転を再開するという新聞報道もあり、今

後どうなるかはわかりません。

四号炉に木が生えている！

さらに驚くべき事実は、私たちの訪問の直後、四号炉を見学したチェルノブイリ連帯基金の一員で、写真家の本橋さんが望遠レンズで捉えたのですが、石棺の中ごろにテラス状に段差がついているところに植物が生えてきているとのこと。緑の枝をはっているその写真を見せられて生命力の偉大さにあらためて驚嘆しました。

昨年私たちが見学し、教科書などが飛散した状態で放置されているのを見たプリピャチの学校はきれいに片付けられ、壁なども塗りかえて、研究施設として利用されているそうです。三〇kmゾーン内で働く人の被曝線量を測定し、管理するセンターになっていたそうです。

一九九二年年末カンパへのご協力をお願い

各位におかれましては、日夜、さまざまな取り組みにご奮闘のことと存じます。

常日頃より、当関西労働者安全センターにひとかたならぬご支援、ご協力をいただいておりますことに對し、厚くお礼申し上げる次第です。

さて、職場の労災職業病、安全衛生をめぐる、外国人労働者問題に見られるような未組織労働者の人権侵害の状態が未だ改善には程遠いという状況にある一方、労働安全衛生法の改訂が「健康増進」「快適職場形成」をキーワードにして行われ、労働行政サイドからの新たな展開もみられます。課題の多い今日ですが、私たちとしては常に現場に足場を置き、労働者の命と健康を守り、発展させるという原則的立場から有効な闘い方を追求していくことが大切だと思っております。

外国人労働者の労災問題は、現在、当センターにおいて多くの事案に取り組んでいますが、ひとつひとつの問題解決を図ることはもちろんのこと、この問題を通して様々な人達と連携を図りながら、外国人労働者ひいては日本人労働者全体の権利の発展に結びつけていくことを目指しています。

皆様方にご協力頂いております「菜の花診療所」が、

十二月一日にいよいよ開院いたしました。労働者医療、地域医療の新たな拠点機関として発展させていくには、どんどん利用して、たくさん注文をつけていくことが一番ではないかと考えております。開院以後はよりいっそう「わたしたちの診療所」と認識していただき、もりたてていただければと切望しております。

さらに、各種の労災職業病の認定、被災者救済、安全衛生活動の支援などの日常活動に今後一層微力をつくしていく所存です。

しかし、活動への志とは裏腹に、残念ながら当センターの財政基盤は未だ不十分であり、皆様方のご支援を仰がねばならないのが実情です。何卒趣旨をご理解いただき、このたびの年末カンパにご協力下さるようよろしくお願い申し上げます。

関西労働者安全センター運営協議会

議長 岡 田 義 雄

一〇・一一月の新聞記事から

- 一〇・三 過労で寝たきりとなった会社員の労災請求で、東京都中野区議
会が、首相・労相に過労死の労災認定基準の緩和等を求める意
見書を採択したと、過労死弁護団総会で報告。
- 一〇・六 広島の高橋落下事故で、初公判。安全管理責任が争点に。
- 一〇・九 中小企業の時短調査で、年間総労働時間は二〇五・六時間。
(中小企業金融公庫調査)
- 一〇・一三 米IBMは、半導体工場の女性三〇人中一〇人が流産、化学剤
の危険可能性を発表。
- 一〇・一五 秩父でじん肺にかかった労働者・遺族一四人がニッチツなどに
三億円の賠償請求し提訴。
看護婦不足が深刻、夜勤回数増加の報告。(日本看護協会調査
速報)
- 一〇・一六 J R新大阪駅の新幹線コンコース改装工事始まる。アスベスト
の一部撤去も。
- 一〇・一七 千葉県富士石油製油所で爆発、九人死亡、八人重軽傷。脱硫酸
置で重油漏れ引火か。
- 港区中央突堤で、はしげが衝突、沈没。乗組の男性死亡。
- 一〇・二〇 枚方市の産廃処理場で爆発、二人がけが。
- 一〇・二二 愛知県春日井市の自動車部品工場長の過労死業務外認定をめぐ
り、再審査請求で「勤務が過重なら医学的に立証されなくても
過労死を認めると逆転認定。
- 一〇・二三 法務省・労働省は捜査会議で、外国人労働者の労災かくしを厳
しく立件する方針を確認。
- 一〇・二三 「指曲がり症」第一次認定で、六〇中二十四人を公災として認定。
- 一〇・二四 昨年二月の不二製油工場爆発事故で、大阪労基局は労働安全
衛生法違反で二人を書類送検。
- 一〇・二五 民間企業の障害者雇用率は一・三六%。前年とほぼ横ばい。
- 一〇・二七 川崎市で清掃車のごみが爆発、三人がけが。
- 一〇・二九 九一年度の賃金不払い件数が七年ぶりに増加。(労働省調査)
- 一一・二 福岡県でトレーラー荷台からブルドーザーが転落、タクシーを
押しつぶし、運転手ら二人即死。
- 一一・三 九一年度の女子雇用者は全雇用者の三八・三%で過去最高。
(労働省婦人労働白書)
- 一一・八 長野県松本市の液体酸素工場で火事、従業員三人が死亡。
- 一一・一五 新日鉄広畑製鉄所で故障コイルを故障中に転落、死亡。同製鉄
所では八八年から毎年死亡災害が発生、五年間で八人が死亡。
- 滋賀県の下水道工事中に側壁が崩れ、二人が死傷。
- 一一・二〇 労働者三万人が対象の調査で、職場ストレスと健康破壊の密接
な関係が明らかに。(「ストレス疾患研究会」調査)

関西労災職業病 定期購読について

「関西労災職業病」は、毎月1回の発行で、頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合は、住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書等でお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪 6-315742 ◆大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284
☎550 大阪市西区新町2-19-20西長堀ビル4階 ☎(06)538-0148

関西労働者安全センター

頒 価	1部 200円
年間定期購読料 (送料込み)	1部 3000円
	2部 4800円
	3部以上は、1部につき2400円増
会員購読料	当安全センター会員(会費1口1000円)へは、 1部無料配付。2部以上は1部150円増。

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL 06(551)6854 FAX 06(554)5672